

令和5年度(2023年度) 船橋市テニス協会 加盟団体登録のお知らせ

令和5年2月
船橋市テニス協会

平素より、船橋市のテニス普及振興に、ご協力ありがとうございます。
令和5年度の船橋市テニス協会加盟団体登録申請受付を、以下の要領にてメール申請&振り込み方式で行います。
加盟を希望される団体は、加盟団体登録申請書に必要事項を記入の上、添付ファイルにてメール送信をお願い致します。
申請メール送信後、以下の振込先口座に登録費を振り込んでください。
その際、加盟団体名か代表者名を必ず入れてください。

- ・締切：2月24日(金)までに、申請メール送信と登録料の振り込みを完了してください
- ・申請先メールアドレス： 船橋市テニス協会 中村 宛 nakamura@xd6.so-net.ne.jp
- ・加盟団体登録費：1団体年間 2,000円 ※振込手数料は加盟団体様にてご負担をお願い致します
- ・振込先口座番号：ゆうちょ銀行 ・ ・ ・ 口座記号番号 00240-8-143802
- ・振込先口座名：船橋市テニス協会

※ 郵便局備え付けの青色の「振込取扱票」での振込も可能です。(手数料:ATM80円・窓口120円)

※ ネットバンクで振込の際は、ゆうちょ銀行口座からの場合は「店名での入力」ではなく「記号番号の入力」を選択してください。

他行口座からの場合は、店番に「029」と入力してください。預金種目は「当座」になります。

- ・通信欄 ・ ・ ・ 加盟団体名
- ・依頼人欄 ・ ・ ・ 〈口座振込の場合〉記入の必要はありません

〈振込取扱票の場合〉代表者の〒、住所、氏名、電話番号を記入

- ・登録有効期間：1年(令和5年4月より令和6年3月)

※申請受付後、令和4年度総会(令和5年3月25日開催予定)での承認を経て正式登録となります。

令和5年度の加盟団体に登録されると、代表者はテニス協会の理事となり、
令和5年度総会(令和6年3月下旬開催の予定)にて、以下の審議に参加できます。

- ・令和5年度の事業結果/決算
- ・令和6年度の事業予定/予算
- ・令和6年度の加盟団体承認

また、

- ・市民大会(個人戦・団体戦)要項、及び加盟団体登録のお知らせの受理
- ・市民大会個人戦のドローの所属欄に、加盟団体名での表示が可能となります。

このお知らせ、及び加盟団体登録申請書は、当協会ホームページに掲載致します。

- ・当協会ホームページ：<http://tennis-fta.sakura.ne.jp>

※重要※

市民大会(個人戦・団体戦)に参加できるのは、船橋市に在住、在勤、在学の方となります。
但し、上記に関わらず、下記に該当する人は、市民大会に参加できます。

加盟団体登録済みで市内にテニスコートを有する民間のテニスクラブの会員
